

大和市教育委員会 7 月定例会

日 時 平成 22 年 7 月 22 日

午前 10 時 00 分

場 所 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 31 号) 大和市下鶴間ふるさと館条例の一部を改正する条例について

日程第 2 (議案第 32 号) 平成 23 年度使用小学校教科用図書の採択について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部を改正する条例について

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定にあたり、大和市文化財保護審議会より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 7 月 22 日提出

大和市教育委員会

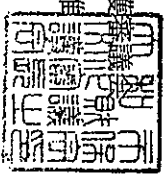
教育長 滝 澤 正

平成22年7月6日

大和市教育委員会

委員長 田村 繁 殿

大和市文化財保護
会長 曾我 高雄



大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について（答申）

（対平成22年5月19日付諮問）

諮問された大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正については、審議の結果、次の意見を付して、諮問案どおり改正することが適当であると認めます。

1. 施設の活用に関点をおいた管理運営方法を引き続き検討すること
2. 施設周辺の景観保存に配慮すること
3. 施設の適正な管理に配慮した人員配置を行うこと
4. 開館日・開館時間については、市民サービスの低下を招かないよう、柔軟に対応すること

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部を改正する条例

大和市下鶴間ふるさと館条例（平成17年大和市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 ふるさと館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、開館時間を臨時に変更することができる。

第5条から第17条までを削り、第18条第1項第1号中「月曜日。」を「月曜日及び火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)」に改め、同項第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 休日の翌日(休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

第18条第2項中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、「教育委員会の承認を得て」を削り、同条を第5条とする。

第19条中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第6条とする。

第20条第1項を削り、同条第2項中「施設」を「ふるさと館の施設」に改め、同項を同条とし、同条を第7条とする。

第21条の見出しを「(損害賠償)」に改め、同条中「指定管理者又は」を削り、同条を第8条とする。

第22条から第24条までを次のように改める。

（使用料）

第9条 ふるさと館の観覧は、無料とする。ただし、利用者は、特別な企画の展示が行われている場合において、当該展示に係る資料を観覧しようとするときは、教育委員会がその都度定める観覧料を納付しなければならない。

2 ふるさと館の母屋を占用して使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受け、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 前条の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、観覧料及び母屋使用料（以下「使用料」という。）を減額し、又は免除することができる。
（使用料の不還付）

第11条 使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、使

用料の全部又は一部を還付することができる。

第25条及び第26条を削り、第27条を第12条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第9条関係)

母屋の区分	母屋使用料
ざしき	1時間につき 300円
おくざしき	
なんど	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の大和市下鶴間ふるさと館条例第22条第2項の規定より受けた承認であつて、この条例の施行の日以降の利用に係るものは、改正後の大和市下鶴間ふるさと館条例第9条第2項の規定による承認とみなす。

大和市下鶴間ふるさと館条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例</p> <p>(第1条から第3条まで略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例</p> <p>(第1条から第3条まで略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第4条 <u>ふるさと館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条各号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p>(2) <u>入館に関する業務</u></p> <p>(3) <u>ふるさと館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務</u></p> <p>(4) <u>ふるさと館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務</u></p> <p><u>(公募)</u></p> <p>第6条 <u>教育委員会は、指定管理者にふるさと館の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。</u></p> <p>(1) <u>ふるさと館の概要</u></p> <p>(2) <u>申込期間</u></p>

(削除)

(削除)

(削除)

(3) 利用料金に関する事項

(4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)

(5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(6) 選定の基準

(7) その他教育委員会が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にふるさと館の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

(選定基準)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) ふるさと館を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) ふるさと館の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) ふるさと館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) ふるさと館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(5) その他教育委員会が別に定める基準

(選定の結果の通知)

第9条 教育委員会は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

(削除)

(再選定等)

第 10 条 教育委員会は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第 8 条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、ふるさと館の管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第 6 条の規定による次の公募については、申し込むことができない。

(指定管理者の指定)

第 11 条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第 244 条の 2 第 6 項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第 12 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の教育委員会が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第 13 条 指定期間は、指定の日から起算して 5 年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第 14 条 指定管理者は、教育委員会とふるさと館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他教育委員会が別に定める事項
(事業報告書の作成及び提出等)

第 15 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、ふるさと館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) ふるさと館の管理業務の実施状況
- (2) ふるさと館の利用料金の収入の実績
- (3) ふるさと館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、ふるさと館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が別に定める事項
(指定の取消しの告示等)

第 16 条 教育委員会は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の教育委員会が定める事項を告示しなければならない。

(開館時間)

第4条 ふるさと館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 ふるさと館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日及び火曜日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

(2) 休日の翌日(休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒むことができる。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、ふるさと館の施設又は設備の利用を終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(開館時間)

第17条 ふるさと館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第18条 ふるさと館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(入館の制限)

第19条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒むことができる。

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、ふるさと館の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設又は設備の利用を終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 8 条 利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第 9 条 ふるさと館の観覧は、無料とする。ただし、利用者は、特別な企画の展示が行われている場合において、当該展示に係る資料を観覧しようとするときは、教育委員会がその都度定める観覧料を納付しなければならない。

2 ふるさと館の母屋を占有して使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受け、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、観覧料及び母屋使用料（以下「使用料」という。）を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(削除)

(損害賠償義務)

第 21 条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(利用料金)

第 22 条 指定管理者がふるさと館において特別な行事又は展示（以下「行事等」という。）を行う場合において、当該行事等に参加し、又は観覧しようとする者は、1人につき1回当たり1,500円を超えない範囲内において、行事等の都度指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める利用料金を、指定管理者に支払わなければならない。

2 ふるさと館の母屋を占有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受け、1平方メートルにつき1時間当たり25円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 23 条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 24 条 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(個人情報の取扱い等)

第 25 条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及

(削除)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第9条関係）

母屋の区分	母屋使用料
ざしき	1時間につき 300円
おくざしき	
なんど	

び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びふるさと館の業務に従事している者は、ふるさと館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

平成 23 年度使用小学校教科用図書の採択について

平成 23 年度使用小学校教科用図書の採択について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 7 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 正

平成23年度使用小学校用教科書目録 登載教科書一覧

教科・種目	発行者番号	発行者名	略称	書名
国語	2	東京書籍	東書	あたらしい国語
	11	学校図書	学図	みんなと学ぶ 小学校 国語
	15	三省堂	三省堂	小学生の国語
	17	教育出版	教出	ひろがることば 小学国語
	38	光村図書	光村	国語
書写	2	東京書籍	東書	新しい書写
	11	学校図書	学図	みんなと学ぶ 小学校 書写
	15	三省堂	三省堂	小学生の書写
	17	教育出版	教出	小学 書写
	38	光村図書	光村	書写
社会	116	日本文教	日文	小学書写
	2	東京書籍	東書	新しい社会
	17	教育出版	教出	小学社会
	38	光村図書	光村	社会
	116	日本文教	日文	小学生の社会
地図	2	東京書籍	東書	新しい社会科地図
	46	帝国書院	帝国	楽しく学ぶ小学生の地図帳 最新版
	2	東京書籍	東書	新しい算数
	4	大日本図書	大日本	楽しい算数
	11	学校図書	学図	みんなと学ぶ 小学校 算数
算数	17	教育出版	教出	小学算数
	61	啓林館	啓林館	わくわく 算数
	116	日本文教	日文	小学算数
	2	東京書籍	東書	新しい理科
	4	大日本	大日本	たのしい理科
理科	11	学校図書	学図	みんなと学ぶ 小学校 理科
	17	教育出版	教出	地球となかよし 小学理科
	26	信濃教育	信教	新編 楽しい理科※見本本が送付されていません
	61	啓林館	啓林館	わくわく理科
	2	東京書籍	東書	あたらしい算数
生活	4	大日本図書	大日本	たのしい算数
	11	学校図書	学図	みんなとまなぶしようがっこう算数
	17	教育出版	教出	算数
	26	信濃教育	信教	算数
	38	光村図書	光村	算数
音楽	61	啓林館	啓林館	わくわく 算数
	116	日本文教	日文	わたしたと算数
	2	東京書籍	東書	新しい音楽
	17	教育出版	教出	小学音楽 音楽のおくりもの
	27	教育芸術	教芸	小学生の音楽
図画工作	2	東京書籍	東書	新しい図工
	9	開隆堂	開隆堂	図画工作
	116	日本文教	日文	図画工作
	2	東京書籍	東書	新しい家庭
	9	開隆堂	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
家庭	2	東京書籍	東書	新しい保健
	4	大日本図書	大日本	たのしい保健
	207	文教社	文教	わたしたちの保健
	208	光文書院	光文	新版 小学保健
	224	学研教育みらい	学研	みんなの保健
保健				

平成21年度 大和市小中学校学校評価集計結果

1 自己評価

(1) 教職員による評価

- ① 評価資料の収集時期
- ・評価する時期は年度末に行っているところが多い。
 - ・行事毎に自己評価している学校が7校ある。

② 中間評価

- ・小学校では前期末終了時に中間評価を取り入れているところが7校ある。

(2) 自己評価のための保護者アンケートの実施

① 評価の対象者

- ・多くの学校が保護者アンケートを実施している。(27校)
- ・小学校では地域住民にアンケートを実施している学校が8校ある。

② 実施時期

- ・時期を決めて行っている学校が多い。
- ・小学校は10月から12月にかけて、中学校は12月から1月にかけて行っているところが多い。

③ 保護者アンケートの回収率

- ・小中学校ともほぼ3分の2程度が回収できている。(小学校 67.6%、中学校 64.0%)

④ アンケート結果の公表方法

- ・学校だよりで行っている場合が多いが、学校評価に特化した文書を出しているところもある。

2 学校関係者評価

① 学校関係者評価の実施

- ・多くの学校が学校関係者評価を行っている(26校)

② 学校関係者評価の依頼先

- ・多くの学校が学校評議員に学校関係者評価を依頼している。(25校)

③ 学校関係者評価の時期

- ・1月、2月の学校も多少あるが、3月の学校が18校である。

④ 学校関係者評価の方法

- ・多くの学校が学校評議員会で自己評価と保護者アンケートを示して、意見や助言を聴取している。

3 第三者評価

① 第三者評価の実施

- ・第三者評価を実施している学校はない。

(参考：学校評価に係る法的根拠)

- ・小(中) 学校は当該校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その教育水準の向上に努めなければならない。(学校教育法第42条、第49条)
- ・小(中) 学校は学校評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。(同法施行規則第66～第68条、第79条)

夏だ！科学のお祭りだ！

かもしろ科学館の夏祭り

たっぷり笑って、いっぱいびっくり！

サイエンスショー

科学時代劇

出演 劇団どくだみ



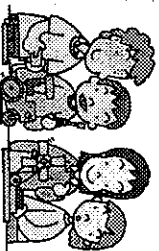
午後1時～2時 大ホール

申し込みは
いりません。
参加費は無料。

たのしい科学のお店

★わくわく科学工作

★びっくり実験 など



いつ？

8月21日(土)

午前10時～午後4時

どこで？

大和市生涯学習センター

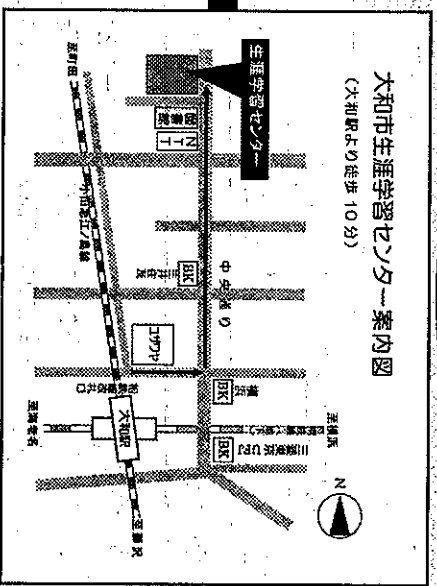
大和市梁見西 1-3-17

主催 大和市教育研究所

Tel 260-5213

当日は留守番電話になります

大和市生涯学習センター案内図
(大和駅より徒歩 10分)



駐車場に限りがあります。公共の交通機関をご利用ください。

やまど おもしろ科学館 2010 ガイド

子どもたちに科学の楽しさを感じさせ、科学技術への夢をはぐむ科学フェスティバルを開催します。

10:00

13:00

14:00

16:00

科学のお店
(1F～3F)

科学のお店
(1F～3F)

※サイエンスショーの開催中、科学のお店は閉店となります。

今年のサイエンスショーは

劇団どくだみ による 科学時代劇！

(大ホール)

サイエンスショーなのに時代劇？！

時代劇の衣装に身を包み、昔話や時代劇のストーリーに科学実験を取り入れた笑いあり、ドタバタありの大サイエンス喜劇です。

普段は、藤沢市で先生や教育委員会のお仕事をしているみなさんですが、当日は科学時代劇集団に変身します。たっぷり笑って、いっぱいびっくりしてください。



(写真提供 劇団どくだみ)

科学のお店(ブース)のおすすめメニュー 《予定です》

◎サイエンスショー体験コーナー	劇団どくだみ	サイエンスショーで行った実験が体験できるよ。ショーが終わってからお店を出す予定です。
◎ネットタンサーで探検しよう	神奈川県立青少年センター	無線LAN カメラを積んだロボットのセンサーとカメラ映像を使い、直接見えないコースを探検しよう。
◎探査機を宇宙に送ろう	(株)日本アイ・ビー・エム	風船ロケットで惑星をめざそう！ きみは何m？
◎へりの体感・風の力	NP0法人 科学探検隊	へりの飛び感覚を肌で感じ、風の方で電気を起こします。人を乗せて泳ぎ上がるホビーウイングも体験しよう。
◎ホビーウイング体験	NP0法人 コアネット	ぶんぶんどうなってるコサや逆立ちして回るコサを作ろう。コロコロと回転しながら床を移動するロボットを動かしてみよう。
◎ぶんぶんまわし・逆転二ま	NP0法人 コアネット	目には見えないマイクロの世界を電子顕微鏡で覗いてみよう。海の生き物についてのコーナーもあるよ。
◎スクローラーで遊ぼう	横浜サイエンスフロンティア 高校 調査研究部	ストローに吹き込んだ息の方で、スクローラー球を空中に留めよう。声に反応してへびが動き出すおもちゃも作ってみよう。
◎電子顕微鏡で見てみよう	海老名市立海老名中学校 自然科学部	液体窒素で-196℃の世界へ。超電導現象も！
◎海の生き物の不思議にふれよう	引地台中学校教員	折り紙で種の模型を作って飛ばしてみよう！
◎吼、へても吸ってもすいっくボール	上和田中学校教員グループ	筒に入ってきた光が7色にかがやくスコープを作ろう。
◎音であそぼう	南林間小学校教員グループ	
◎超低温の世界の不思議【実験】		
◎飛びっ種！！		
◎レインボースコープ		



- ・サイエンスショー、科学ブースとも参加費無料。当日受付となります。
- ・各ブースへの参加希望者が多い場合には、お並びのびくこともありますので、予めご了承ください。
- ・会場内に参加者の休憩室を用意しております。

「やまと おもしろ科学館 2010」開催要項

大和市教育局研究所

1 趣旨 青少年に科学の楽しさを体感させ、科学技術への夢をばぐむために、実験・観察・ものづくりなどの体験ブースの出展やサイエンスショーなどのフェスティバルを開催します。

2 主催 大和市教育局教育研究所

3 開催概要

①日時 平成22年8月21日(土) 10:00~16:00

②会場 生涯学習センター会議室および大ホール(ホール定員600名)

③対象 市内小学生・中学生・高校生・大学生・一般

④内容(予定)

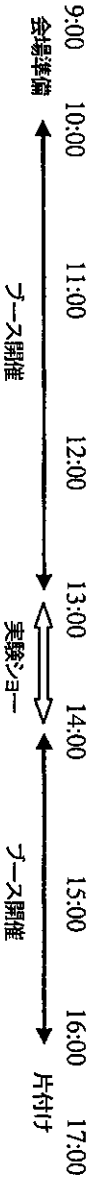
◆サイエンスショー「科学時代劇」(大ホール 約1時間)

出演 劇団どくだみ ショー終演後、体験コーナーの開設も予定

◆科学体験ブース出展(予定)

- ・「探査機を宇宙に送ろう」(㈱日本アイ・ピー・エム)
- ・「ネットタンサーで探検しよう」(県立青少年センター)
- ・「ぶんぶんまわし・逆転こま」(NPO法人 フルーツ)
- ・「ハーリーの体感・風力発電」「ホバークラフト体験」(NPO法人 科学探検隊)
- ・「スクローラーで遊ぼう」(NPO法人 コアネット)
- ・「吹いても吸ってもすいっくボール」「音で遊ぼう」(海老名市立海老名中学校 自然科学部)
- ・「超低温の世界の不思議」(引地台中学校教員)
- ・「飛ぶ種!!!」(上和田中学校教員グループ)
- ・「レインボースコープ」(南林間小学校教員グループ)
- ・「電子顕微鏡で見てみよう」「海の生き物の不思議にふれよう」(横浜サイエンスフロンティア 高校 調査研究部)

⑤日程(予定)



⑥参加申し込み 不要(当日受付) 参加費無料

問い合わせ先

大和市教育局研究所 「やまとおもしろ科学館」 担当:土佐野

TEL 046-260-5213 FAX 046-263-3118(理科センター)

E-mail makoto.tosano@city.yamato.lg.jp